

『主要先進国における石綿健康被害救済に関する調査』に係る企画募集について

独立行政法人環境再生保全機構では、石綿健康被害救済制度の適切な運用の参考とすることを目的に、主要先進国における類似制度の状況等について調査を実施します。

については、本調査を請け負う業者を選定するため、企画を公募します。本調査の請負を希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成20年12月12日（金）までに企画書等を提出してください。

平成20年12月2日
独立行政法人 環境再生保全機構
石綿健康被害救済部

『主要先進国における石綿健康被害救済に関する調査』に係る企画募集要領

1. 目 的

アスベストによる疾患は①潜伏期間が非常に長い、②ばく露原因を特定しづらい、③労働者だけでなく、その家族や工場近隣住民も発症する可能性がある、等の特殊性があり、既存の労働災害補償制度では補償対象にならない方が多くみられる。このため、環境再生保全機構が「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、労災等の補償を受けられない方の救済を行う石綿健康被害救済制度を平成18年から運用している。

制度開始からまだ間もないが、アスベスト疾患の特殊性により、運用の参考とすべき国内制度が少ない。そのため、海外の主要先進国における石綿健康被害者救済に関する制度の情報及び運用状況の調査を行い、国内における制度の運用に資するものとする。

2. 予算

本件調査に係る予算は950万円（消費税及び地方消費税を含む）以内とします。

3. 仕様書の配布

（1）配付期間

平成20年12月11日（木）までの次の時間帯とします。（土・日曜日、祝日を除きます。）

10：00から12：00まで、及び、13：00から17：00まで

（2）配付場所 末尾に記載の機構担当窓口とします。

4. 企画書記載内容

別途配付する仕様書に基づき、以下の内容を企画書に記載してください。

(1) 調査対象国ごとの中心的な調査内容

例：認定基準、認定方法、各種運用状況等

(2) 調査対象国ごとの調査対象機関

※平成 18, 19 年度調査機関のほか、追加機関を提案すること。

(3) 本業務を実施する体制（業務実施責任者及び業務従事者）とその業務経歴

(4) 本業務の実施スケジュール

(5) その他（御社が本業務を請け負う場合の利点などあれば明記して下さい。）

5. 提出資料

(1) 企画書（4の企画書記載内容を参照してください。）

(2) 見積書（項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。）

(3) 過去の主な調査実績（本件に類似する業務とします。）

(4) 会社概要（御社へ本業務を請負する場合の利点などあれば明記してください。）

(5) その他、業務等に必要と思われる事項、強調材料等

6. 提出条件

(1) 提出部数

5. の提出資料を各 10 部 提出してください。

(2) 提出方法

直接機構へ持参するか、または郵送にて提出してください。

なお、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残る方法を用いることとし、提出期限までに所定の提出場所へ必着とします。

(3) 提出期限

平成 20 年 12 月 12 日（金）までの次の時間帯とします。（土・日曜日、祝日を除きます。）

10：00 から 12：00 まで、及び、13：00 から 17：00 まで

(4) 提出場所 末尾に記載の機構担当窓口とします。

7. 審査の実施

審査にあたっては、4 社以上の応募が合った場合、機構において企画書の一次審査を行い、高い評価を獲得した上位 3 社を選定します。

次に、応募者による企画書のプレゼンテーション(30 分程度(質疑応答 10 分含む))を実施していただきます。

なお、プレゼンテーションの日時、場所は後日個別に連絡します。

また、別途配付する仕様書に示した請負条件を満たさない者の企画書等は、無効とします。

8.採否結果の連絡

採用、不採用の結果については個別に連絡します。

9.資料配付場所、提出場所及び問い合わせ先

独立行政法人 環境再生保全機構

石綿健康被害救済部企画調整課 担当：多賀、篠原

(所在地) 〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F

(電 話) 044-520-9614

(F A X) 044-520-1015